

就学援助費の申請を受け付けています

経済的な理由により就学が困難な小・中学校児童生徒の保護者の方に、就学費用の一部を援助しております。令和8年度分の申請を受け付けています。

なお、令和7年度受給していた方が、来年度も継続して受給を希望する場合も、改めての申請が必要となりますのでご注意ください。

▶対象

- ・児童扶養手当(児童手当とは異なります)を受給している世帯
- ・生活保護に準ずる程度に生活が困窮されている世帯の方など

▶申請期限 3月31日(火)(必着)

▶その他

- ・詳しくは市ホームページをご確認ください。

・新入学児童生徒学用品費の申請も受け付けています。(令和7年12月26日までの申請期限に間に合わなかった方または申請期限以降に転入された方)

▶申し込み・問い合わせ

教育総務課総務担当 ☎ 556-8311

小・中学校の指定学校変更について

市では、小・中学校の通学区域を規則で定めていますが、次に該当する場合は保護者の申し立てにより、教育委員会が指定した就学すべき学校(指定学校)を変更することができる場合があります。

▶指定学校変更(区域外就学)許可基準

対象種類	該当学年	許可基準	許可期間	添付書類
最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	卒業までの期間	—
学期途中	小学1~5年生 中学1~2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	学期末までの期間	—
住宅新築および転居予定	全学年	・家屋登記、住宅ローンなどの融資手続きのため住民票のみ異動した場合 ・自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり、通学に支障がない場合	入居予定日までの期間	次のいずれか ・建築確認書 ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸契約書 ・完成引渡し証明書
両親共働きなど留守家庭	全学年	保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合	事由の存在する期間 ※事由の確認のため、毎年度申立書の提出が必要	次のいずれか ・勤務証明書 ・営業証明書
身体的および精神的理由	全学年	・身体的理由で、通学途中的安全確保の場合 ・登校拒否が客観的に予想される場合	事由の存在する期間	身体的理由の場合 ・医師の証明書 精神的理由の場合 ・学校長の意見書
家庭的事情により住所異動できない方	全学年	市内に居住していることが証明され、学区内の学校へ就学する場合	住民登録が行われるまで	次のいずれか ・賃貸契約書 ・民生委員・児童委員が記載した居住証明書
特別支援学級に入級する方	全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合	卒業するまで	—
地域的事情	全学年	教育委員会が指定学校の変更を認めている地域	卒業するまで	—

▶指定学校を変更することができる場合の手続き

令和8年度に小・中学校に入学する方は、2月13日(金)までに指定学校変更申立書を教育総務課に提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します。その他の方については、隨時受け付けます。

▶相談・申請・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎ 556-8311

ご活用ください 入学準備金貸付制度

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

▶申請期間 2月2日(月)~20日(金)

▶貸付金額 ①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合……
30万円以内
②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合……
20万円以内

▶対象 申請時点で市内に6ヶ月以上居住し、市税を完納している方
※連帯保証人(本市に居住し、一定の職業または相当の資産を有する方)が必要です。

▶申請時に添付する書類

- ①在学または出身校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し
- ②家庭調書
- ③住民票の写し(世帯全員)
- ④承諾書

▶貸し付け決定後に提出する書類

- ①借用書※連帯保証人が必要
- ②入学許可書または合格通知書

▶返還方法 3ヶ月を据え置き、大学については50ヶ月以内、高校については35ヶ月以内で毎月の分割払い

▶申し込み・問い合わせ

教育総務課総務担当 ☎ 556-8311

「スマートフォンで確定申告」相談会のお知らせ

スマートフォンとマイナンバーカードを使い、e-Taxによる令和7年分所得税の確定申告書の作成から提出までを説明する申告相談会を開催します。当日、必要書類を全て用意している方は申告を行うこともできます。

▶日時 2月3日(火)午前10時または午後2時開始の各2回

▶場所 中央公民館第1学習室

▶対象 次のいずれかに該当する方

- ・年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方(確定申告を行う方はふるさと納税ワンストップ特例の対象分も併せて申告が必要です)
- ・年末調整が済んでいない方、または2ヶ月以上の給与所得がある方
- ・国民年金や企業年金などの雑所得がある方
※事業所得、農業所得、不動産所得、土地建物および株式の譲渡所得、住宅借入金等特別控除などがある方を除く。

▶定員 各回先着30人(当日の午前9時に会場受付で入場整理券を配付します)
※電話による事前予約は受け付けていません。

▶用意するもの スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードのパスワード2種類(①英数字6~16桁②数字4桁)、申告に必要な書類(収入や控除に関する支払金額などが分かる書類)

※使用可能なスマートフォンやマイナンバーカードおよび申告に必要な書類をお持ちでない方は相談ができない場合があります。

▶問い合わせ 行田税務署個人課税部門 ☎ 556-2123 (直通)

ご存知ですか 教育振興奨励金

市では、学校教育の他、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象に奨励金を交付しています。

▶申請期間 2月2日(月)~20日(金)

▶対象 社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業(広く市民に周知して参加を呼びかける事業)

▶交付限度額 個人の場合……5万円
団体の場合……10万円

▶申し込み・問い合わせ

教育総務課総務担当 ☎ 556-8311

令和7年分の確定申告のお知らせ

行田税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

なお、確定申告にはスマートフォン・パソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅などから確定申告ができるe-Taxが便利です。その際、「マイナポータル連携」を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費やふるさと納税などの情報を1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出や保存も不要です。また、給与所得(源泉徴収票がe-Taxで提出されている場合)や公的年金などの源泉徴収票の情報なども自動入力の対象になります。マイナポータル連携を利用する場合は事前準備が必要となりますので、早めの準備をお願いします。

▶受付日時 2月16日(月)~3月16日(月)午前8時30分~午後4時(午前9時から相談開始)※土・日曜日、祝日を除く

※確定申告会場への入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

▶場所 行田税務署(栄町17-15)

▶閉庁日の相談 3月1日(日)に限り、熊谷税務署(熊谷市仲町41)で申告相談を行います。行田税務署での業務は行っていませんのでご注意ください。

▶注意事項

- ・確定申告会場は、原則マイナンバーカード方式によるスマートフォンを利用した申告相談を行っています。
- ・マイナポータル連携を利用してパスワード(①英数字6~16桁②数字4桁)を事前にご準備ください。

▶その他 1月5日(月)~2月13日(金)に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される方は、事前に電話予約してください。

▶予約・問い合わせ 行田税務署 ☎ 556-2123 (直通)



確定申告書等
作成コーナー



マイナポータル
連携



国税庁LINE
公式アカウント

ご参加ください 冬のエコライフDAY

「1日環境に良いことをする日」を決めて、チェックシートを基に、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を送る「エコライフDAY」。地球温暖化防止のため、エコライフDAYに参加して、ご自身のライフスタイルを見直すきっかけにしてみませんか。

▶実施期間 3月31日(火)まで

▶参加方法 県ホームページ「エコライフDAY & WEEK 埼玉特設サイト(<https://ecolife-saitama.jp>)」からご参加ください。

▶問い合わせ 環境課 ☎ 556-9530